※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です

求人者・求職者の皆様へ

事業所名　社会福祉法人千葉県社会福祉協議会　福祉人材無料職業紹介所

許可番号（12－ム－010005）

●取扱職種の範囲等

下記の１～６の事業所における全職種及び７の職種

１　社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む）

２　介護保険法に規定する介護保険事業所

３　障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

４　その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

５　地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

６　行政が実施する相談所等

７　社会福祉の国家資格等を必要とする職種（上記 1 から 6 以外の事業所を含む）

地域は　国内

●苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：　職業紹介責任者　連絡先(043)306－1277

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第１条　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は福祉人材確保・定着推進部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第２条　職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第１条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第３条　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第４条　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。